

訪問介護相当サービス事業所管理者様
通所介護相当サービス事業所管理者様
居宅介護支援事業所管理者様
市内各地域包括支援センター管理者様

豊中市健康福祉部高齢施策課長

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービスコードの取扱いについて（通知）

日頃から本市の介護保険行政の推進に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年（2018 年）3 月 31 日をもって総合事業における現行相当サービスのみなし指定有効期間が満了することに伴い、みなし指定を更新した事業所様は、平成 30 年（2018 年）4 月サービス以降の請求にかかるサービスコードが下記のとおり変更になりますので、請求事務等の際にご注意いただきますようお願いいたします。

なお、本市の総合事業については、訪問介護相当サービス、訪問型サービス A、通所介護相当サービス、通所型サービス A、介護予防ケアマネジメントのいずれについても平成 30 年（2018 年）4 月からの報酬改定は予定しておりません。今後、国から総合事業の報酬改定が盛り込まれた地域支援事業実施要綱が正式に示される予定ですが、現時点の情報では平成 30 年（2018 年）10 月施行となる見込みです。これに基づき報酬改定を行う際には、事前に通知等いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

1. みなし指定事業所の場合：みなし指定の有効期間満了に伴いサービスコードが変更になります。

サービス種別	平成 30 年 3 月サービスまで	平成 30 年 4 月サービスから
訪問介護相当サービス	A1	<u>A2</u>
通所介護相当サービス	A5	<u>A6</u>

※指定更新手続きが必要です

2. みなし指定事業所以外の場合：平成 30 年（2018 年）4 月以降も使用するサービスコードに変更はありません。

サービス種別	平成 30 年 3 月サービスまで	平成 30 年 4 月サービスから
訪問介護相当サービス	A2	A2
通所介護相当サービス	A6	A6

3. その他留意事項

A2、A6 のサービスコードは市町村独自の内容となりますので、市ホームページ掲載（※）の「29.04 版豊中市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」及び「29.04 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ（29.4.20 版）」をご利用ください。また、本市では基準緩和サービスも同様に A2、A6 のサービス種類コードを用いておりますので、現行相当サービスの請求をする際は A2、A6 のうち、現行相当サービスのサービスコード表をご利用いただきますようお願いいたします（※掲載場所：市HPトップページ→健康・福祉・医療→介護保険・高齢者福祉→介護保険トピックス→介護予防・日常生活支援総合事業）。

<お問い合わせ>

豊中市 健康福祉部

高齢施策課 企画調整係 担当：町田

TEL：06-6858-2812 FAX：06-6858-3146

Mail：koureisaku@city.toyonaka.osaka.jp